公契約条例約款（指定管理協定）

（賃金の支払及び社会保険の加入）

第１条　指定管理者（以下「受注者」という。）及び受注関係者は、千代田区公契約条例（平成 26 年千代田区条例第１号。以下「条例」という。）第２条第６号に規定する従事者（以下「従事者」という。）に対し、条例第５条第１項に規定する額（以下「賃金下限額」という。）以上の賃金を支払わなければならず、かつ、従事者の雇用形態に応じた社会保険（条例第２条第８号に規定する社会保険をいう。）に加入させなければならない。

（受注者の連帯責任）

第２条　受注者は、受注関係者が、従事者に対して支払った賃金が賃金下限額を下回ったときは、当該賃金と賃金下限額との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。

（報告書等の作成）

第３条　受注者は、千代田区公契約条例施行規則（平成 26 年千代田区規則第 33 号）で定める事項を記載した報告書等を作成しなければならない。

２　受注者は、報告書等を区長が定める期日までに提出しなければならない。

（従事者への周知）

第４条　受注者は、次に掲げる事項を作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は、書面を交付することによって従事者に周知しなければならない。

（１）賃金下限額

（２）従事者の範囲

（３）条例第８条の規定による申出をする場合の申出先

（報告及び立入調査）

第５条　区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して報告を求め、又は、区の職員に受注者及び受注関係者事業所等に立ち入り、従事者の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問することができる。

（１）従事者から条例第８条の規定による申出があったとき。

（２）条例に定める事項の履行状況を確認するために必要があると認めるとき。

（是正措置）

第６条　区長は、前条の報告及び立入調査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

２　受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるとともに、区長が定める期日までに報告しなければならない。

（協定の解除）

第７条　区長は、受注者又は受注関係者が次の各号の規定に該当するときは、指定管理に係る協定を解除するとともに、指定管理者の指定を取り消すことができる。

（１）第５条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による調査を拒否したときや非協力的であったとき（妨害、忌避、質問に対して答弁

せず、虚偽の答弁をしたとき。)。
（２）前条第１項の規定による命令に従わないとき、是正報告がされないとき、又は是正措置が虚偽であったとき。
（損害賠償）
第８条　前条の規定による協定の取り消しにより受注者に損害が生じても、区はその損害を賠償する責任を負わない。
（違約金）
第９条　区長は、受注者が当該契約に違反したときは、違約金を徴収することができる。
（受注者の責務）
第 10 条　受注者は、社会経済への影響及び業務の公共性を認識し、法令を遵守し、従事者の良好な労働環境の確保に努めなければならない。
（不利益取り扱いの禁止）
第 11 条　受注者及び受注関係者は、従事者から賃金に関する申出があった場合は、誠実に対応するとともに、従事者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。